

日高村国土強靱化地域計画（案）

令和３年３月

日 高 村

目 次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方.....	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 計画期間.....	3
1.4 計画対象区域.....	3
1.5 防災との違い.....	3
1.6 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	4
1.7 計画策定の基本的な進め方	5
第2章 日高村強靱化に向けた基本目標.....	6
2.1 基本目標.....	6
2.2 事前に備えるべき目標	6
第3章 日高村の概況と災害リスク.....	7
3.1 日高村の概況.....	7
3.2 日高村の災害リスク	13
第4章 脆弱性評価	17
4.1 評価の枠組及び手順	17
第5章 脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針	21
用語の解説	71

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

1.1 計画策定の趣旨

わが国では、度重なる大規模自然災害により、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的損失を受けてきました。

平成 23 年 3 月東日本大震災では、観測史上最大のマグニチュード 9 の巨大地震と大津波により、死亡者・行方不明者約 1 万 9 千人、家屋全壊約 13 万棟、最大避難者数約 47 万人、被害額約 16 兆 9 千億円の甚大な災害となったことから、大規模自然災害に対する社会経済システムの脆さが明らかとなりました。また、その後の復旧・復興も長期化しており、これまでの事後対策から、社会経済システムの維持、被害の最小化、迅速な復旧復興を図る事前防災の重要性が教訓となりました。

このような状況を踏まえ、平成 25 年 12 月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という）が公布・施行され、大規模自然災害により、私たちの国土や経済、暮らしが致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをあわせもつ強靱な国づくり（国土強靱化）の推進が掲げられました。

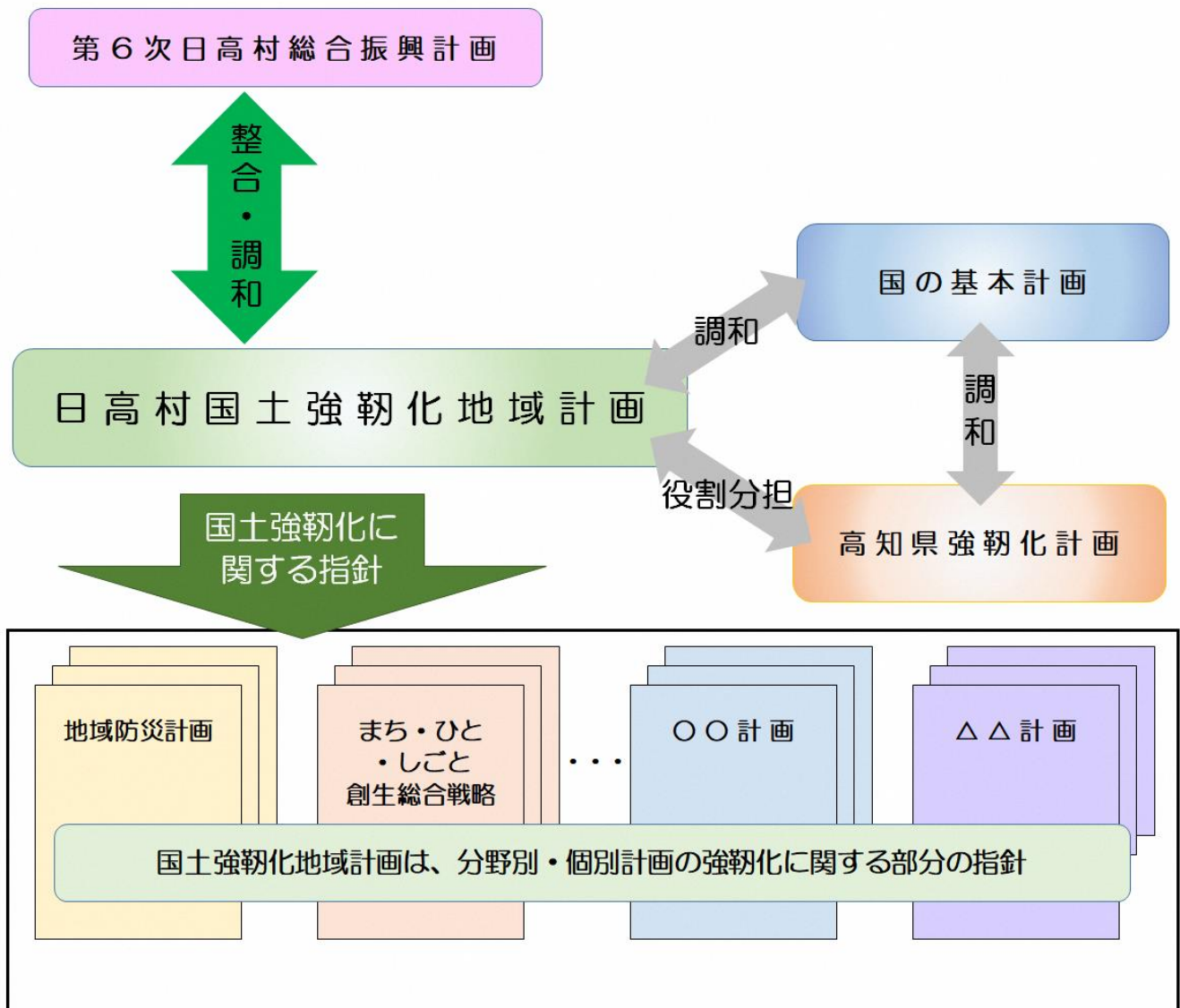
国が平成 26 年 6 月に策定した「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という）においては、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとされ、地方においても、地方公共団体や民間事業者などの関係者が総力をあげて国土の強靱化に取り組むことを求めています。

平成 30 年 12 月に基本計画が見直されたことを受け、高知県においても令和 2 年 6 月に「高知県強靱化計画」が改訂されました。

日高村国土強靱化地域計画（以下「本計画」という）は、基本計画や高知県強靱化計画との調和を図るとともに、国・県・民間事業者などの関係者相互の連携のもと、日高村における強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として策定するものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国の基本計画との調和、高知県強靱化計画との役割分担、村の最上位計画となる第6次日高村総合振興計画との整合・調和を図りながら、分野別の国土強靱化に関する指針として定めます。



1.3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。
5年ごとに本計画の見直しを行います。

1.4 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、日高村内全域とします。
ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生したときなど、広域連携が必要となる場合、国・県・近隣自治体等と連携・協力を考慮することとします。

1.5 防災との違い

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通しますが、以下のような違いがあります。

「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるものです。したがって、例えば、国の防災基本計画では、「各災害に共通する対策編」を設けつつ、「地震災害対策編」「津波災害対策編」など、リスクごとに計画が立てられています。

一方、「国土強靱化」は、リスクごとの対処対応をまとめるものではありません。それは、① あらゆるリスクを見据えつつ、② どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。

つまり、人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチです。国土強靱化は、そうした最悪の事態を起こさない、（重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とする）強靱な仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開していこうとするものです。そして、そうした強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめるものが、強靱化の計画です。

1.6 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

(1) ソフト対策とハード対策の組み合わせ

国土強靱化はハード対策だけではなく、ソフト対策との適切な組み合わせが求められます。

人命の保護等のためには、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、訓練・防災教育、国土利用の見直し等の「ソフト対策」を、災害リスクや地域の状況等に応じて適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するものです。

(2) 自助、共助、公助の組み合わせ

国土強靱化においては、自助、共助、公助を適切に組み合わせることが求められます。

大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを実現するためには、国のみならず、地方公共団体・民間事業者・国民を含め、全ての関係者の叡智を結集し、国家の総力をあげて取り組むことが不可欠です。

そして、連携と同時に、地域における民間事業者、住民一人一人が、行政任せではなく、自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、主体的に行動し、実践することが取組の基礎となります。

このため、行政は国土強靱化が正しく理解され、民間事業者や住民の行動規範に広く浸透するよう努めるとともに、行政・民間事業者・住民それぞれが、様々なかたちで周りと連携・協力しながら強靱化の取組を実践し、その輪を広げ、重ねていくことが重要です。

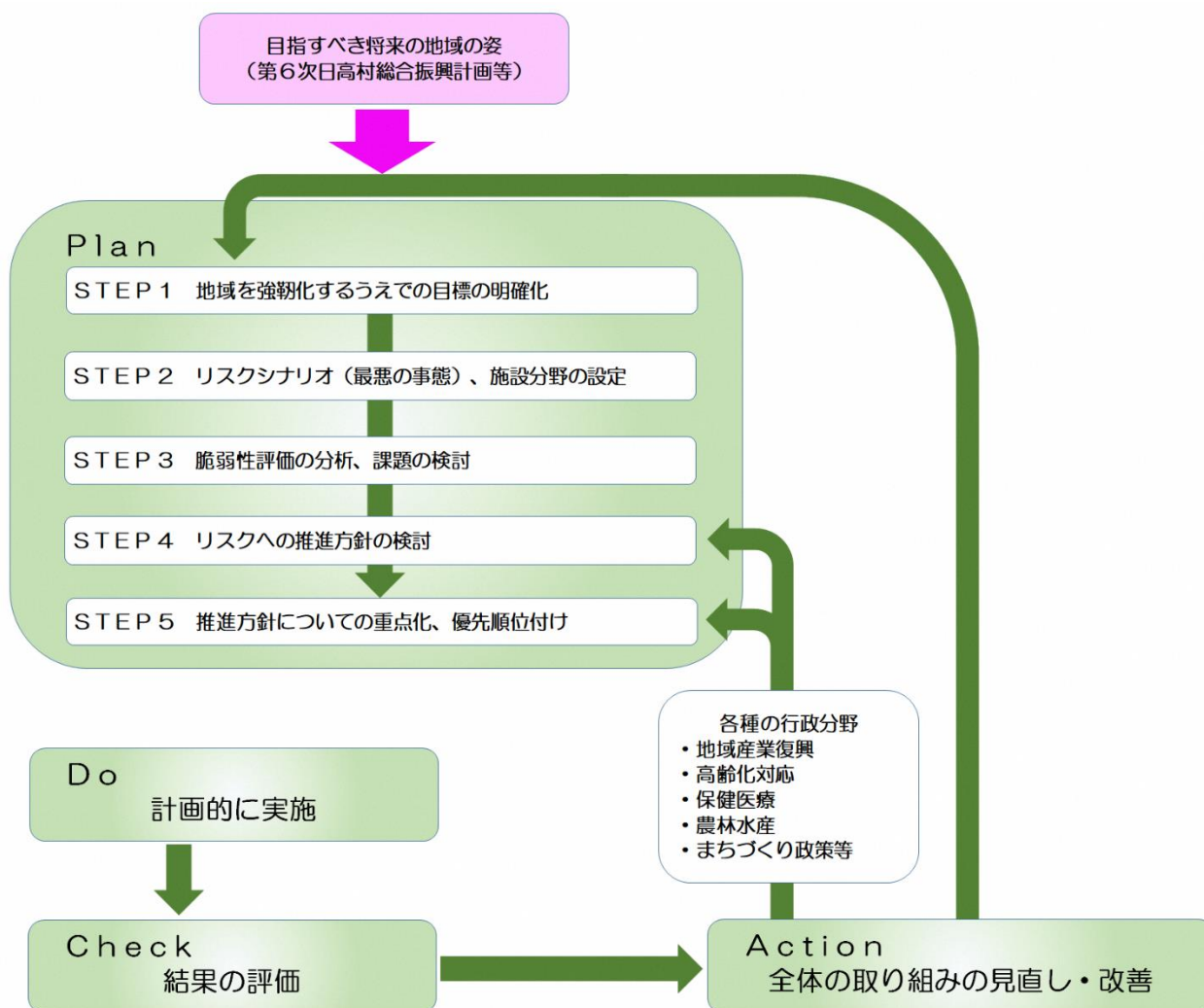
(3) 平時における利活用

国土強靱化では、非常時に効果を発揮するのはもちろん、平時からの国土・土地利用や経済活動にも資する取組を推進します。

例えば、無電柱化（災害時：電柱倒壊防止等、平時：景観向上等）や海岸防災林（災害時：潮害防備、津波エネルギー減衰等、平時：景観維持等）のように、平時においても利活用等が図られ、住民にとっての利便性の増進が期待できるかという点や、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮されているかという点について留意することが必要です。

1.7 計画策定の基本的な進め方

内閣官房国土強靱化推進室の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）」では、国土強靱化を「下図に掲げたPDCAサイクルを繰り返して取組を推進するもの」と定めています。本計画は、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用及び経済社会システムの現状のどこに問題があるのかを知る「脆弱性評価の分析」を行うとともに、脆弱と評価した部分に何をすべきか、その「推進方針」を考え、「重点化・優先順位付け」を行ったうえで推進します。



第2章 日高村強靱化に向けた基本目標

2.1 基本目標

日高村国土強靱化地域計画の基本目標は、国の基本計画や高知県強靱化計画を踏まえ、以下の4つを設定します。

- ① 村民の生命を守る
- ② 村と地域社会の重要な機能を維持する
- ③ 村民の財産と公共施設の被害を最小化する
- ④ 迅速な復旧・復興を行う

2.2 事前に備えるべき目標

国土強靱化に向けた基本目標の実現に向け、事前に備えるべき目標として、以下の8つを設定します。

なお、本村の強靱化に関しては、村の活性化や地方創生につなげていくことを一つの重要な視点として捉えています。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

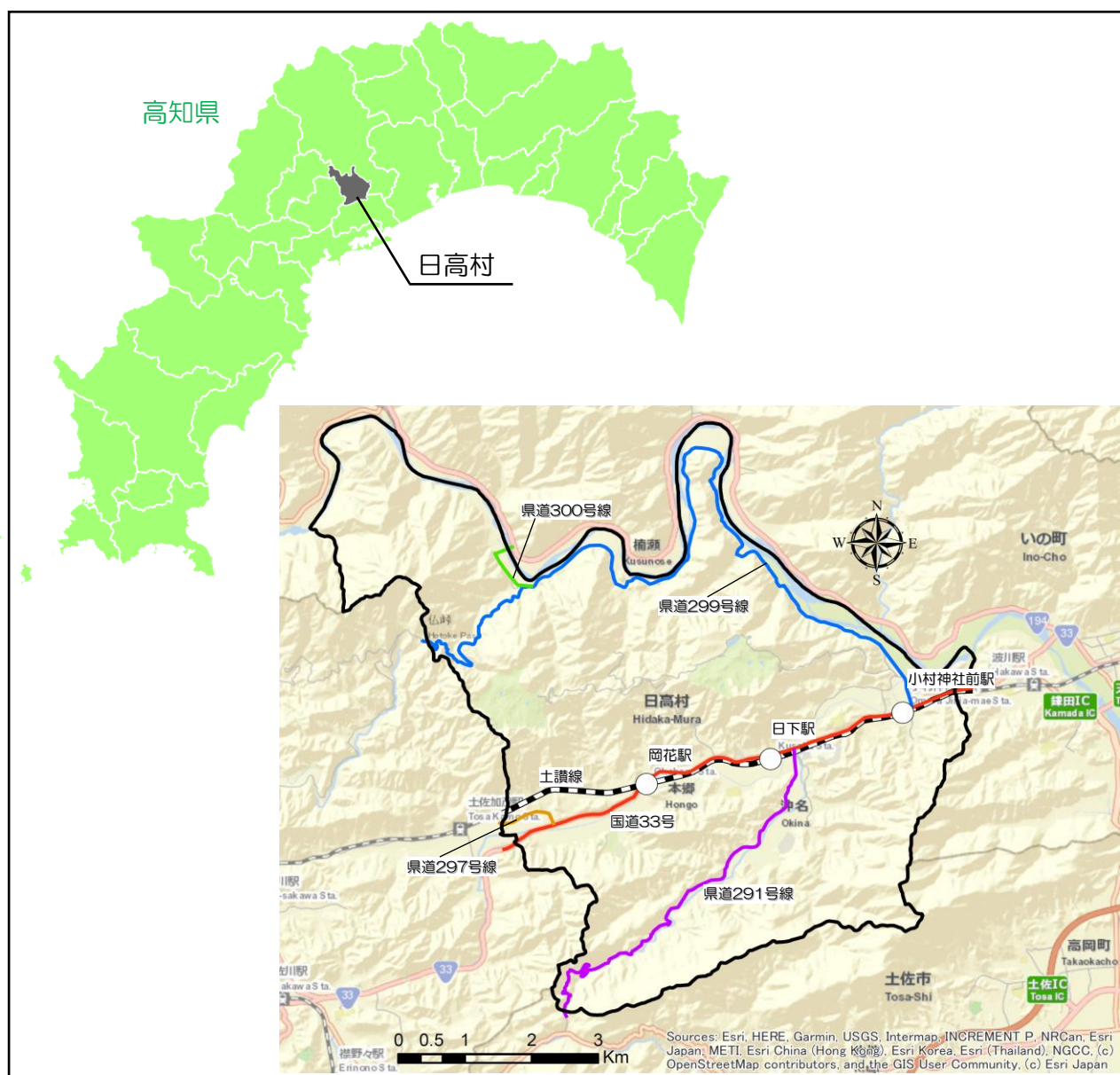
第3章 日高村の概況と災害リスク

3.1 日高村の概況

(1) 位置と地勢

本村は、高知県のほぼ中央部に位置し、北から東は仁淀川を隔てていの町、南は土佐市、西は佐川町及び越知町と接し、東西 10.0 km、南北 9.2 km の広がりを持ちます。

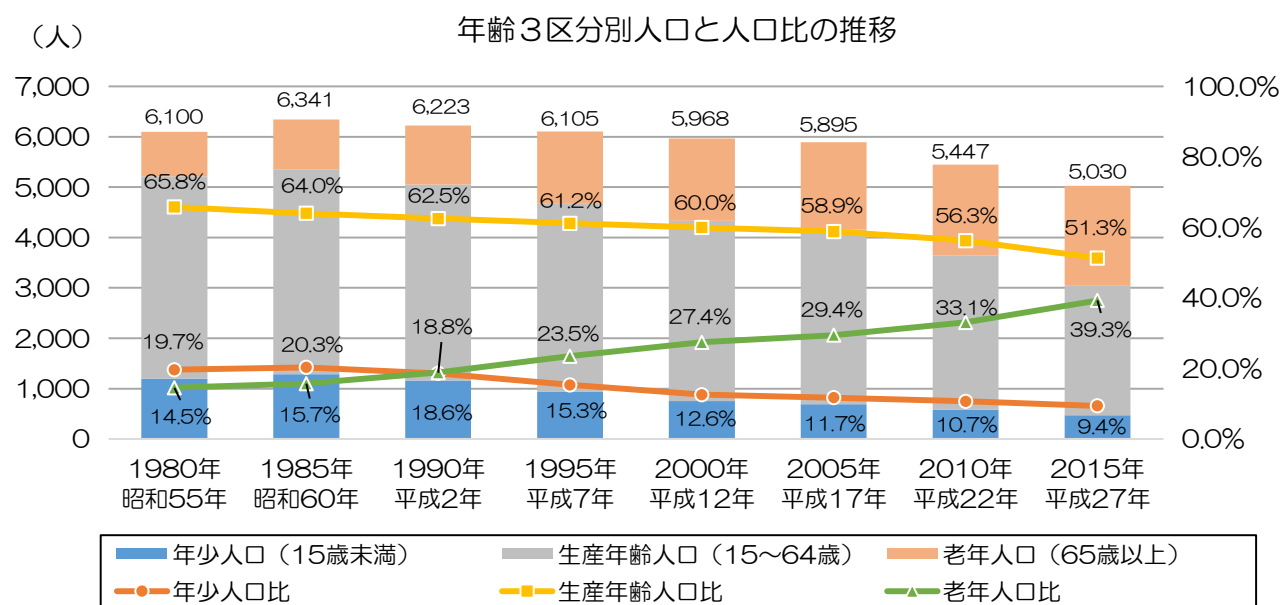
北部には標高 530 m の妙見山、南部には標高 440 m の大堂山を有し、これらの山地に囲まれた盆地状の中央部にはＪＲ土讃線及び国道 33 号が走っています。



(2) 人口の推移

1980年（昭和55年）以降の本村の総人口は1985年（昭和60年）の6,341人をピークに年々減少が続いています。

年齢3区分別の推移では、1990年（平成2年）に老年人口（65歳以上）が年少人口（15歳未満）を上回り、総人口に対する老年人口比は14.5%（1980年）から39.3%（2015年）に増加し、少子高齢化が進行しています。



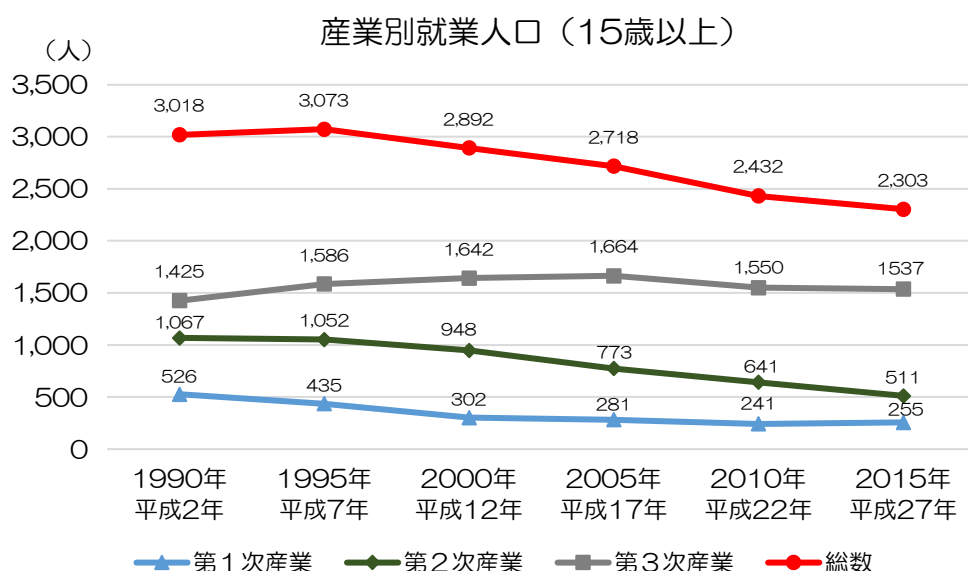
単位：人

年次	1980年 昭和55年	1985年 昭和60年	1990年 平成2年	1995年 平成7年	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年
年少人口（15歳未満）	1,199	1,287	1,158	936	751	690	581	472
生産年齢人口（15～64歳）	4,015	4,058	3,892	3,736	3,579	3,470	3,064	2,582
老年人口（65歳以上）	886	996	1,173	1,433	1,638	1,735	1,802	1,976
総人口	6,100	6,341	6,223	6,105	5,968	5,895	5,447	5,030

資料：国勢調査

(3) 産業

就業者数は減少しており、国勢調査では1990年の3,018人から2015年には2,303人と約23.7%の減少となっています。産業3区分別にみると、第1次産業は271人(約▲51.5%)の減少、また、第2次産業は556人(約▲52.1%)の減少となっています。一方、第3次産業は112人(約7.9%)の増加となっています。



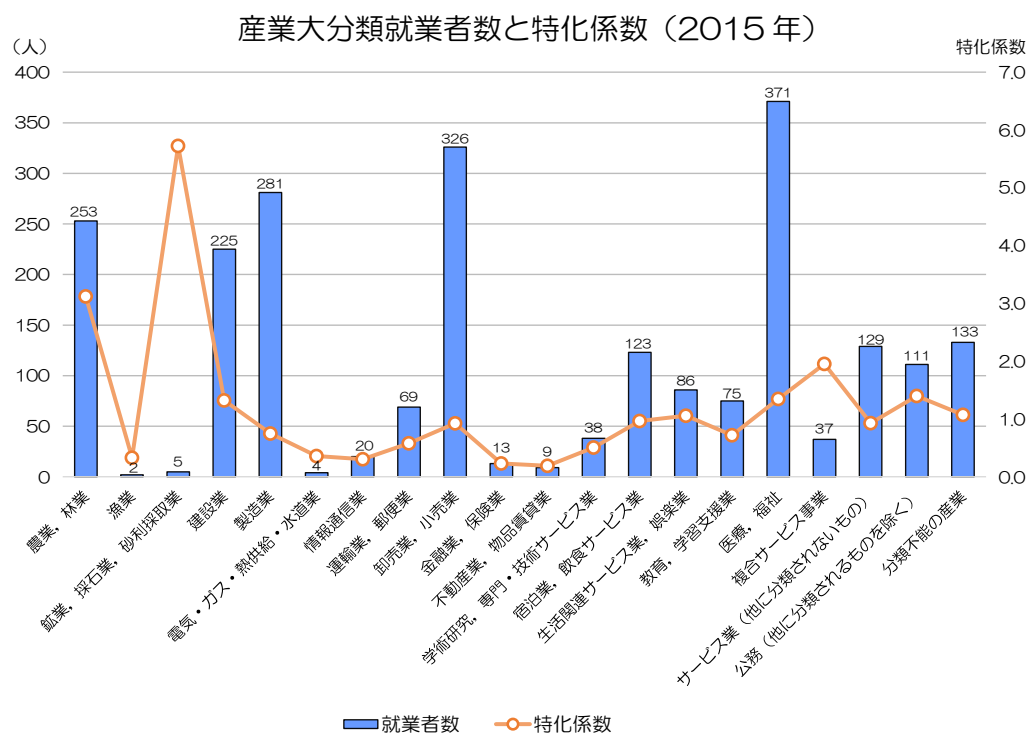
年次	1990年 平成2年	1995年 平成7年	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年
第1次産業	526人	435人	302人	281人	241人	255人
第2次産業	1,067人	1,052人	948人	773人	641人	511人
第3次産業	1,425人	1,586人	1,642人	1,664人	1,550人	1,537人
総数	3,018人	3,073人	2,892人	2,718人	2,432人	2,303人
構成比率						
第1次産業	17.4%	14.2%	10.4%	10.3%	9.9%	11.0%
第2次産業	35.4%	34.2%	32.8%	28.4%	26.4%	22.1%
第3次産業	47.2%	51.6%	56.8%	61.2%	63.7%	66.8%

資料：国勢調査

※分類不能は1995年に4人、2000年に27人、2005年に12人、2010年に21人、2015年に133人で、第3次産業に含めた。

産業大分類別就業者数をみると、医療・福祉（371 人）、卸売業・小売業（326 人）、製造業（281 人）などの就業者数が多くなっています。

特化係数（全国平均と比べその産業に従事する就業者の相対的な多さの指標）をみると、鉱業・採石業・砂利採取業が最も高くなっており、次いで農業が高くなっています。



	就業者数（人）	特化係数
農業，林業	253	3.12
漁業	2	0.33
鉱業，採石業，砂利採取業	5	5.72
建設業	225	1.32
製造業	281	0.75
電気・ガス・熱供給・水道業	4	0.36
情報通信業	20	0.30
運輸業，郵便業	69	0.58
卸売業，小売業	326	0.92
金融業，保険業	13	0.23
不動産業，物品賃貸業	9	0.19
学術研究，専門・技術サービス業	38	0.51
宿泊業，飲食サービス業	123	0.97
生活関連サービス業，娯楽業	86	1.06
教育，学習支援業	75	0.72
医療，福祉	371	1.35
複合サービス事業	37	1.95
サービス業（他に分類されないもの）	129	0.93
公務（他に分類されるものを除く）	111	1.40
分類不能の産業	133	1.07

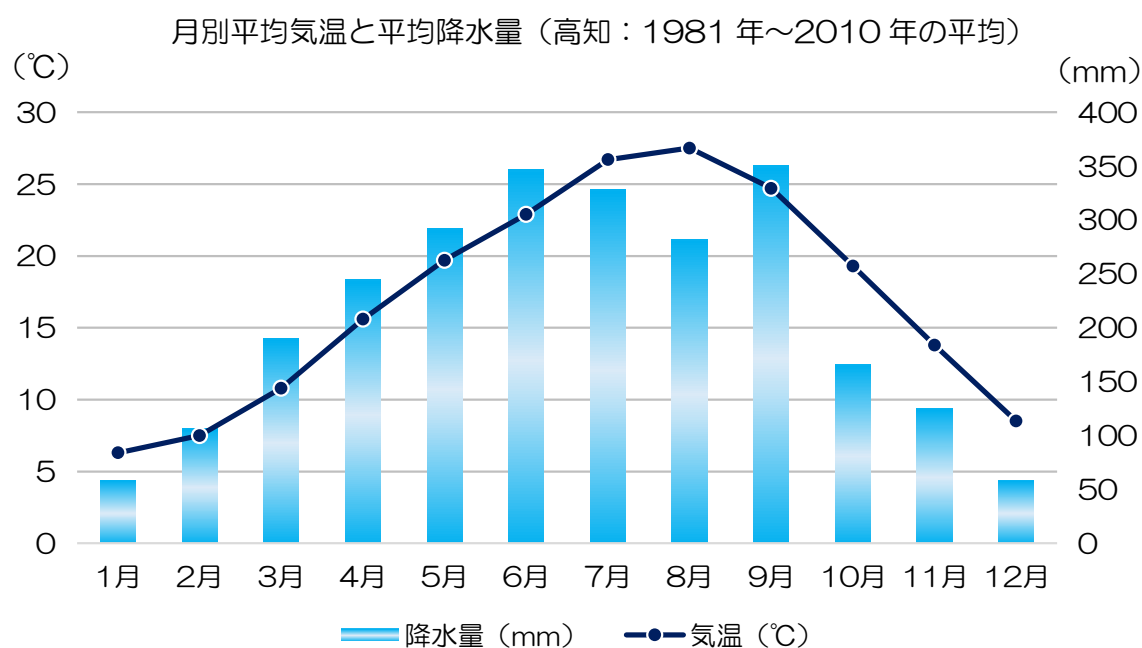
資料：国勢調査

※特化係数=本村の α 産業の就業者比率／全国の α 産業の就業者比率

(4) 気候

土佐湾沖の黒潮の影響で、年平均気温約 17℃と比較的温暖ですが、盆地状の地形であるため、昼夜の温度差が大きくなっています。

また、年平均降水量は、約 2,500mm で、毎年6月から 10 月にかけて大雨と台風の襲来により、農産物及び建物その他、道路等が浸水し、損害を受け、毎年のように被害が発生しています。



資料：高知地方気象台調べ

過去における1時間降水量の最大値（2019 年まで）

順 位	降 水 量 (mm)	年 月 日
1	129.5	1998 年 9 月 24 日
2	106.8	1954 年 6 月 29 日
3	102.2	1948 年 8 月 26 日
4	99.5	1999 年 6 月 29 日
5	98.5	1995 年 7 月 22 日

資料：高知地方気象台調べ

(5) 土地利用

本村の土地利用をみると、道路沿線に住宅地や農地が形成され、可住地面積 15.48 km²、耕地面積 3.06 km²、林野面積 29.37 となっています。

区分	可住地面積			林野面積	総土地面積
		都市計画 区域面積	市街化 区域面積		
面積 (km ²)	15.48	—	—	29.37	44.85

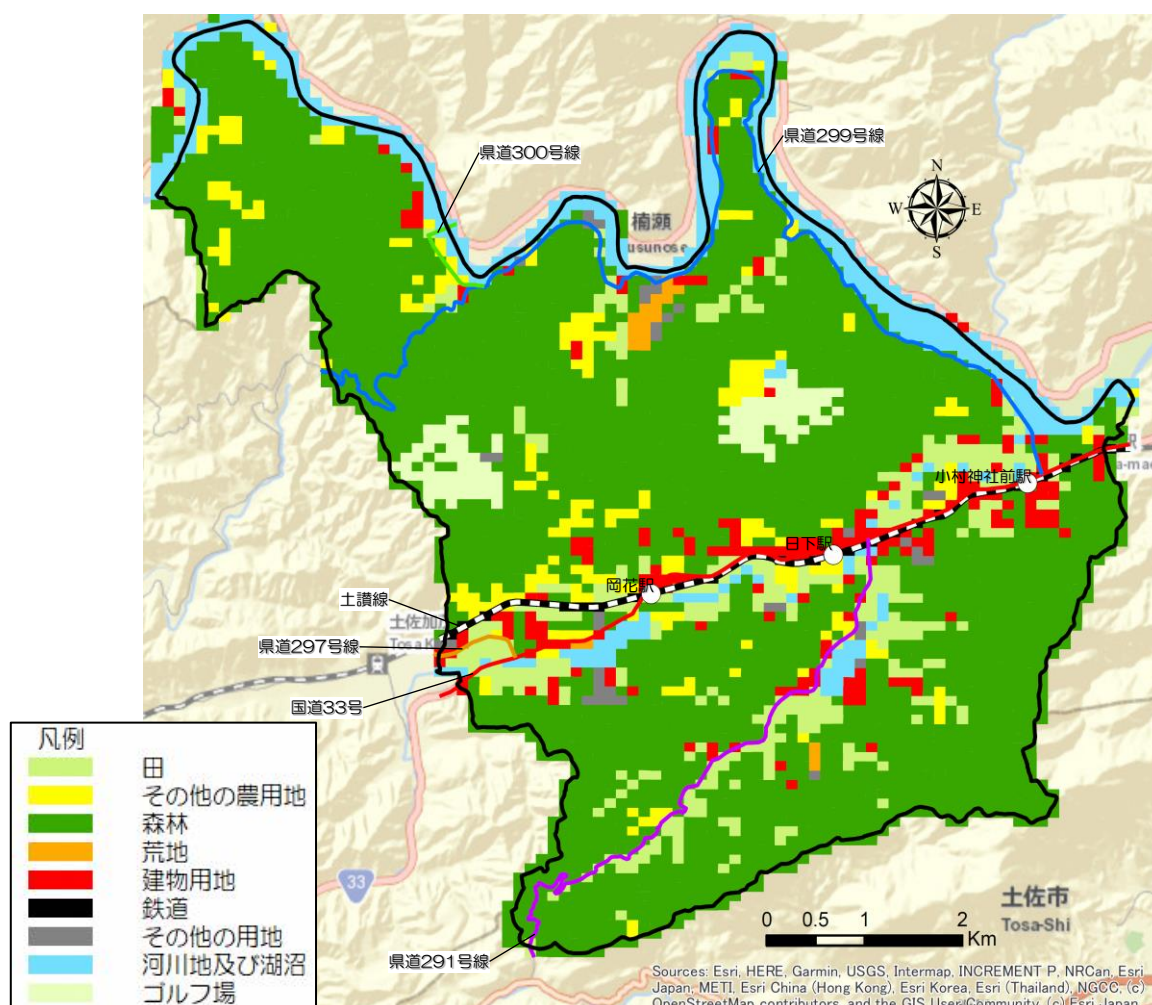
※総土地面積、林野面積は、農林水産省「2015 年農林業センサス」による

可住地面積は、「総土地面積－林野面積」とする

都市計画区域面積は、「高知県の都市計画 2018」による

耕地面積は、農林水産省「平成 29 年作物統計調査」による

土地利用



資料：平成 28 年国土数値情報（土地利用細分メッシュデータ）

※メッシュは 100m 間隔

3.2 日高村の災害リスク

(1) 災害履歴

① 地震

昭和 21 年 12 月 21 日の南海地震によって、仁淀川下流一帯はかなりの地盤沈下が生じ、日下川沖積地では 1.0～1.2m も沈下しました。仁淀川合流点付近においても沈下を生じましたが、土砂推積の影響もあってその量はさほど小さくなく、相対的に日下川の中、上流部の沖積地は 60 cm 程度沈下した形となりました。

地震による家屋の被害については南海大震災誌（高知県）に日下家屋倒壊 2、家屋半壊 3、罹災者 12 名と記載してあります。

JR の被害状況には伊野・日下間 5 か所、延長 445m、線路沈下 20～600 mm、仁淀川の橋桁の移動 60 mm、桁座 27 mm、又日下・土佐加茂間 5 か所で延長 400m 線路沈下 20～150 mm と記載されています。

② 風水害

過去に本村で発生した風水害が下記のとおりです。

災害の 発生状況	災害の 種類	災害の内容	被害額 (百万 円)	関係集落 及び集落	
				集 落 数	集 落 名
昭和 45 年 8 月 21 日	台風 10 号	人的被害 死者 1、負傷 2、罹災世帯 1,474 世帯、 罹災者 5,144 人 家屋被害 全壊 14 棟、半壊 75 棟、一部破損 1,385 棟、非住家被害 1,984 棟 農林被害 田冠水 200 ha、畑冠水 20 ha、流理 1 ha、(稲 98,710 千円、野菜 64,000 千 円、果樹 26,500 千円、桑 1,650 千円) 林業 40,000 千円、畜産 2,000 千円 土木災害 道路損壊 53 件、橋梁流失 1 件、堤防決壊 4 件 商工災害 3,650 千円、公共施設 9,989 千円	649	45	全村
昭和 46 年 8 月 23 日	台風 23 号	家屋被害 床上浸水 19 棟、床下浸水 7 棟 土木災害 河川 12 件、道路 9 件、橋梁 2 件 農林災害 農道 7 件、農作物 (稲 25,100a、畑 16,100 a)	126	45	全村
昭和 50 年 8 月 17 日	台風 5号	人的被害 死者 25 名、負傷 37 人、罹災世帯 1,370 世帯、罹災者 4,753 人 家屋災害 全壊 71 棟、半壊 70 棟、一部破損 1,025 棟、床上浸水 638 棟、床下浸水 111 棟、非住家 523 棟 土木被害 河川 139 件、道路 104 件、橋梁 8 件 農林被害 農地農業施設 634 件、林地崩壊 26 件、 林道 2 件、公共施設他 93 件、がけ崩れ 214 件、急傾斜事業 18 件、砂防事業 7 件、治山防災事業 23 件 昭和 50 年 8 月 17 日 23 時 46 分 最高水位 21.715m 測点役場	4,928	45	全村

災害の 発生状況	災害の 種類	災害の内容	被害額 (百万 円)	関係集落 及び集落	
				集 落 数	集 落 名
昭和 51 年 9 月 8 日	台風 17 号	家屋被害 床上浸水 55 棟、床下浸水 82 棟、非住家 428 棟 土木被害 道路 43 件、河川 30 件、橋梁 1 件 農林被害 農地 36 件、農業施設 65 件、がけくずれ 50 件、公共施設 13 件 農作物被害 田冠水 265 ha、畑冠水 160 ha 商工業被害 101 件、罹災世帯 461 件、罹災人員 1,550 人 昭和 51 年 9 月 13 日 10 時 最高水位 20.498m 測点役場	1,865	45	全村
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号	家屋被害 床上浸水 9 棟、床下浸水 14 棟、非住家 4 棟		83	全村
平成 26 年 8 月 2 日～ 8 月 4 日、 8 日～10 日	台風 12 号、 11 号	床上浸水 109 棟、床下浸水 50 棟		83	全村

資料：日高村地域防災計画（一般対策編）

(2) 本村の主要な災害リスク

① 南海トラフ地震による被害

県では、高知県に被害を及ぼす南海トラフ地震の被害想定を実施しました。その被害等は下表のとおり示されています。震源がより本村に近い場合、火災や土砂災害等が発生した場合、さらに多数の死傷者が生じる可能性があることにも留意しておく必要があります。

■想定地震による主な被害（平成 25 年 南海トラフ地震による被害想定概要による）

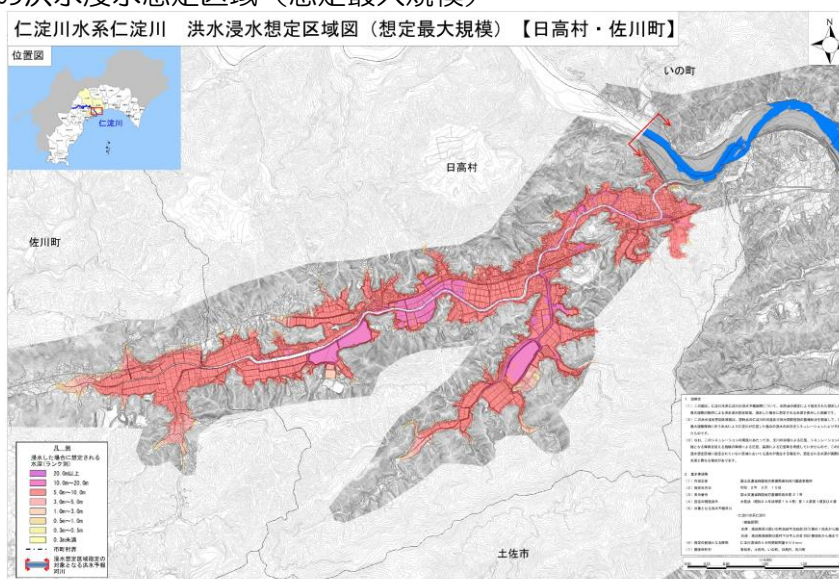
揺れ（建物倒壊）による死傷者数					がけ崩れによる 死傷者数		火災による死傷者数		津波による死傷者
総数	死者数		負傷者数		死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	
	木造全壊による	非木造全壊による	負傷	重傷					
20	20	－	220	120	若干数	若干数	－	－	0

資料：日高村地域防災計画（震災対策編）

② 風水害等に対する懸念

近年、時間雨量 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百 mm から千 mm を超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように災害が発生しており、今後も大雨の頻発化、局地化、激甚化に伴う災害の発生が懸念されています。このような背景から、平成 27 年に「水防法」の一部が改正され、洪水予報河川及び水位周知河川では、新たに想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の指定などが義務づけられ、仁淀川等における洪水浸水想定区域が公表されています。

■仁淀川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）



資料：国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所

第4章 脆弱性評価

4.1 評価の枠組及び手順

(1) 対象とする災害

村民生活・村民経済に影響を及ぼすことが予想されるリスクとして、自然災害のほかに鉄道事故や航空機事故、人為的な要因による林野火災、あるいはテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、本村においては、以下の6点を「最悪の事態の要因」として想定し、評価を実施しました。

なお、雪、雷及び気候（冷夏）については、本村の気候条件等から大規模または長期的な被害となることが想定し難いこと、噴火については近隣に火山が無いことから、想定するリスクから除外しました。

【最悪の事態の要因】

- ・地震（巨大地震）
- ・風水害
- ・土砂災害
- ・液状化
- ・竜巻
- ・複合災害

(2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本村で想定される地震（巨大地震）、風水害、土砂災害、液状化、竜巻、複合災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国の基本計画や高知県強靱化計画、本村の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
① 直接死を最大限防ぐ	1-1	不特定多数が集まる施設などの建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
	1-2	大雨や台風に伴う河川の増水による多数の死傷者の発生する事態
	1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生する事態
② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態
	2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
	2-7	土砂災害に伴って避難所が使用できない事態
③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態
	3-2	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化する事態
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態
	4-2	災害時に活用する情報サービスの機能停止による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態
	5-2	基幹的交通ネットワーク（国道等）の機能停止する事態
	5-3	金融サービス・郵便等の機能停止による村民生活への甚大な影響が発生する事態
	5-4	食料等の安定供給が停滞する事態
	5-5	農業用ハウス・集出荷場などの損壊・機能不全により、農業経営の継続が困難になる事態
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態
	6-2	上水道の供給が長期間にわたり停止する事態
	6-3	污水处理施設等が長期間にわたり機能停止する事態
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
⑦ 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震火災により住宅密集地の延焼が拡大する事態
	7-2	放水路の損壊・機能不全により二次災害が発生する事態
	7-3	農地・森林等の被害により土地の荒廃する事態
	7-4	地震に伴う液状化現象が発生する事態
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態
	8-2	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態
	8-4	文化財や観光資源等が損失する事態
	8-5	土砂災害等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	土砂災害等により災害廃棄物仮置場が使用できない事態
	8-7	災害による道路の損壊等で各家庭から排出されるごみが収集できない事態

（３）施策分野

本計画の対象となる施策分野は、強靱化を図るため、以下の 11 つの個別施策分野と４つの横断的分野とします。

（個別施策分野）

行政機能/警察・消防等/防災教育等、 住宅・都市、 保健医療・福祉、 エネルギー、 金融、 情報通信、 産業、 交通・物流、 農林水産、 環境、 土地利用（国土利用）

（横断的分野）

リスクコミュニケーション、 人材育成、 官民連携、 長寿命化

（４）評価の実施手順

本計画では、下に示す手順で脆弱性評価を行いました。

【本村の脆弱性評価の手順】

- ① 最悪の事態を回避するために、現在実施している施策や実施予定の施策を整理する。
- ② 各施策の進捗状況を踏まえ、最悪の事態を回避が可能か、不可能な場合は何が足りないのかを分析する。
- ③ 最悪の事態の回避に向け、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策を推進するのかを検討し整理する。
- ④ 上記をもとに、最悪の事態及び施策分野ごとに脆弱性の評価結果を取りまとめる。

第5章 脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針

想定した34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」について、脆弱性評価の分析・結果を踏まえ、その推進方針について検討しました。結果は、次のとおりです。

■脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針の見方

脆弱性の分析・評価	推進方針
①住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐためには耐震化が必要である。住宅の耐震化については、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減等を図り、対策を着実に推進する必要がある。【住宅・都市】②	③住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、地域住宅計画に基づく事業のうち下記の事業及び住環境整備事業のうち下記の事業（以下、住環境整備事業等という）を活用し、住宅・建築物の耐震化を着実に推進する。【建設課、総務課】④
説明	
① 脆弱性の分析・評価について記載しています。 ② 【】内には、関連する11の個別施策分野と4つの横断的分野を記載しています。	③ 脆弱性の分析・評価より、今後進めていく推進方針について記載しています。 ④ 【】内には、各推進方針を進める各担当課等を記載しています。 （担当課等） 総務課、建設課、産業環境課、健康福祉課、教育委員会、住民課、企画課、出納室、関係各課、全課、社会福祉協議会、事業者

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	1	直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-1	不特定多数が集まる施設などの建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐためには耐震化が必要である。住宅の耐震化については、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減等を図り、対策を着実に推進する必要がある。【住宅・都市】	○住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、地域住宅計画に基づく事業のうち下記の事業及び住環境整備事業のうち下記の事業（以下、住環境整備事業等という）を活用し、住宅・建築物の耐震化を着実に推進する。【建設課、総務課】 （地域住宅計画に基づく事業） 公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業等 （住環境整備事業） 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等推進事業等

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	1	直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-1	不特定多数が集まる施設などの建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
②	○災害発生時に重要な機能を担う庁舎や村有施設等については、機能を喪失することを防ぐため耐震化を着実に推進する必要がある。【住宅・都市】	○庁舎や村有施設などの災害発生時に重要な役割を担う施設の機能喪失を防ぐため、これらの施設の耐震化、建て替えを、住環境整備事業等を活用して着実に推進する。【関係各課】
③	○児童や生徒、教職員を建物倒壊から守るため、学校等の施設の耐震化を着実に推進する必要がある。【住宅・都市】	○児童や生徒、教職員を地震の強い揺れから守るため、室内の安全対策を推進する。【教育委員会】
④	○地震発生後の二次災害を防止するため、建築物や宅地等が余震に対して安全であるのかを確認する危険度判定の体制が必要である。【住宅・都市】	○地震発生後の二次災害を防止するため、建築物や宅地等が余震に対して安全であるのかを確認する危険度判定の体制づくりを推進する。【建設課、総務課】
⑤	○家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定等について啓発や安全対策が必要である。【住宅・都市】	○家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定等の安全対策の支援を推進する。【総務課】
⑥	○児童や生徒、乳幼児が同時に被災することを防ぐため、学校等の非構造部材（天井材、照明など）の耐震対策や室内の防災対策を着実に推進する必要がある。【住宅・都市】	○児童や生徒、乳幼児が被災することを防ぐほか、避難所の安全性を確保するため、学校等の非構造部材（天井材、照明など）の耐震対策や窓ガラス飛散防止対策等の室内の安全対策を着実に推進する。【教育委員会】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	1	直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-1	不特定多数が集まる施設などの建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑦	○ブロック塀や老朽住宅の倒壊は、地域住民の被害や避難行動や消火、救助活動の妨げにも繋がるため、啓発や支援制度を設けるなどの対策を推進する必要がある。【住宅・都市】	○学校や保育所、社会福祉施設、村有施設等のブロック塀等の倒壊により、児童や生徒、施設利用者、職員などが死傷することを防ぐため、住環境整備事業等を活用して対策を推進する。 【教育委員会、健康福祉課、総務課】
⑧	○各事業者が災害発生時に避難経路の確保、避難場所への誘導などが適切に行える体制整備を推進する必要がある。【産業、官民連携】	○各事業者の施設のBCP（業務継続計画）策定や耐震化、周辺の環境整備などにより、災害発生時に避難経路の確保、避難場所への誘導などが適切に行える体制整備を推進する。それに向けての財源確保や各所との連携を図る。【産業環境課、事業者】
⑨	○地震発生時「空き家倒壊」による国道並びに緊急避難道、隣接住家等への倒壊を防止する必要がある。【住宅・都市】	○地震発生時「空き家倒壊」による国道並びに緊急避難道、隣接住家等への倒壊を防止することを目的とし、空き家対策事業の推進を図る。【企画課、総務課】
⑩	○社会福祉施設等の利用者や職員を地震による建物倒壊から守るため、耐震化や室内の安全対策を推進する必要がある。【住宅・都市】	○社会福祉施設等の利用者や職員を地震による建物倒壊から守るため、耐震化や室内の安全対策を推進する。【健康福祉課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	1	直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-2	大雨や台風に伴う河川の増水による多数の死傷者の発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○大規模水害時における避難を円滑かつ、迅速に行うため、洪水浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水防演習を実施するなど、地域の防災力の向上を推進する必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○大規模水害時における避難を円滑かつ、迅速に行うため、洪水浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水防演習を実施するなど、地域の防災力の向上を推進する。【総務課】
②	○浸水域に多くの住民が取り残されるおそれがあるため、家庭や事業所での備蓄を啓発するとともに、避難所への必要な資機材の整備を推進する必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○浸水域に多くの住民が取り残されるおそれがあるため、家庭や事業所での十分な備蓄を啓発するとともに、避難所への必要な資機材の整備を推進する。【総務課】
③	○長期浸水が予測される地域では、要配慮者を無理に避難させる方が危険なので、医療施設や社会福祉施設に滞在し治療や生活を継続しながら救助を待つ必要があるため、滞在に必要な水・食料や資材等の整備が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○浸水域内の医療施設や社会福祉施設では、治療や生活を継続しながら救助を待つ必要があるため、滞在に必要な水・食料や資材等の整備を推進する。【健康福祉課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	1	直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-2	大雨や台風に伴う河川の増水による多数の死傷者の発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
④	○長期浸水域内の要救助者を救出するためには、救出方法や避難所までの搬送方法などのオペレーションを検討し、その結果に基づいた訓練の実施により、実効性を高めていく必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○長期浸水域内の要救助者の救出方法や一時滞在場所までの搬送方法などのオペレーションを検討する。【総務課】
⑤	○長期浸水域内の要救助者を救出するために、救出に必要な資機材の整備が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○長期浸水域内の要救助者を救出するために、救出に必要な資機材の整備を推進する。【総務課】
⑥	○短時間で長期浸水を解消し、迅速な応急活動や早期の復興につなげるため、放水路などの治水施設の維持管理が必要である。【住宅・都市】	○短時間で長期浸水を解消し、迅速な応急活動や早期の復興につなげるため、放水路などの治水施設の維持管理を推進するとともに、迅速に応急工事が実施できる体制の構築を関係機関と連携して進める。【建設課】
⑦	○児童や生徒の災害に対する、防災教育などの取組を充実し、防災意識の向上を図る必要がある。【人材育成】	○児童や生徒自らが自然災害に備える意識を持ち、事前の取組を進める風土としていくため、啓発や防災教育などの取組を充実し、防災意識の向上を図る。【教育委員会】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	1	直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-2	大雨や台風に伴う河川の増水による多数の死傷者の発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑧	○関係機関との連携のもと、計画的な河川改修や浚渫、維持管理に取り組む必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、官民連携】	○関係機関との連携のもと、計画的な河川改修や浚渫、維持管理を推進する。【建設課】
⑨	○仁淀川の氾濫による神母樋門の崩壊の防止を進めるとともに大規模水害時における避難を円滑かつ、迅速に行うため、洪水浸水想定区域図等の作成・公表を進めるなど、地域の防災力の向上を推進する必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○関係機関（国土交通省）が、重要巡視施設として維持管理を着実に推進するとともに、大規模水害時における避難を円滑かつ、迅速に行うため、洪水浸水想定区域図等の作成・公表を進め、地域の防災力の向上を推進する。【建設課、総務課】
⑩	○日下川 下流域未改修区間における氾濫危険を防ぐ必要がある【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○関係機関との連携のもと、早期の河川改修を推進する。【建設課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	1	直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難に繋げるためには、土砂災害警戒区域等の指定を加速するとともに住民への周知を継続する必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、リスクコミュニケーション】	○土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難につなげるため、土砂災害警戒区域等の指定を着実に推進するとともに住民への周知を行う。また、土砂災害による人的被害を防ぐため、外壁の補強などを推進する。【総務課】
②	○土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難に繋げるためには、国・県・本村・他市町村が連携し、情報伝達等の訓練や、住民への啓発や防災訓練による地域の避難体制づくりが必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○国・県・本村・他市町村が連携し、土砂災害時の早期の避難行動や的確な初動対応などの訓練による地域の避難体制づくりを推進する。【総務課】
③	○地震などによる土砂災害を未然に防ぐために、砂防施設や急傾斜施設などハード整備が必要である。【住宅・都市】	○地震などによる土砂災害を未然に防ぐために、土砂災害危険箇所等の砂防施設や急傾斜地対策のハード整備を着実に推進する。【建設課】
④	○土砂災害による人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や外壁の補強などが必要である。【住宅・都市】	○土砂災害による人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や外壁の補強など住環境整備事業を活用して推進する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	1	直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑤	○山地災害や地すべりを防止するためには、森林整備事業による防災・減災対策が必要である。【住宅・都市】	○山地災害や地すべりを防止する治山事業や国土保全機能などの森林が有する多面的機能（生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など）を高めるために林道を含む森林整備事業により防災・減災対策を推進する。 【産業環境課、建設課】
⑥	○農地の保全及び農村地域の住民の暮らしの安全を確保するためには、農村災害対策及び地すべり対策等が必要である。【住宅・都市】	○農地の保全及び農村地域の住民の暮らしの安全を確保するため、地すべり対策等の農村地域の防災・減災対策を推進する。 【産業環境課、建設課】
⑦	○山野の植生が鳥獣の食害を受けることによって地表が露出し、土砂災害の要因となることを防ぐため、鳥獣の捕獲が必要である。【農林水産】	○山野の植生が鳥獣の食害を受けることによって地表が露出し、土砂災害の要因となることを防ぐため、鳥獣の捕獲を推進する。【産業環境課】
⑧	○関係機関との連携のもと、災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知等、予防対策も含め計画的に推進していく必要がある。【住宅・都市、官民連携】	○関係機関との連携のもと、災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知等、予防対策も含め計画的に推進する。【建設課、総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○家庭、事業所及び行政がそれぞれの役割に基づいて、水・食料等の備蓄を着実に推進する必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、人材育成】	○家庭や事業所での備蓄を推進するため、啓発を強化するとともに、県と本村がそれぞれの役割に基づいて公的備蓄を着実に推進する。【総務課、健康福祉課、教育委員会】
②	○災害時の生活用水の水源を確保する必要がある。【住宅・都市】	○災害時の生活用水の水源を確保するため、使用可能な井戸の確保に努め、併せてろ過装置等の整備を検討する。【総務課】
③	○水道施設の耐震化、老朽化対策を着実に推進するとともに、応急給水活動を速やかに実施できる体制や水供給体制の早期復旧の体制の整備が必要である。【住宅・都市】	○水道施設の耐震化、老朽化対策を着実に推進する。応急給水活動を速やかに実施できるように計画・マニュアルを策定するとともに水供給体制の早期復旧のための中央簡易水道事業 10 箇年計画（水道施設の耐震化の現状や被害想定）により、計画を推進する。【建設課】
④	○ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するためには、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保が課題となっており、これらの対応策について検討を進め、その結果に基づいてライフライン事業者と地方自治体で連携した取組が必要である。【住宅・都市、エネルギー、情報通信、官民連携】	○ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するためには、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保が課題となっており、これらの対応策についてライフライン事業者と地方自治体で連携した取組を進める。【総務課、事業者】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針																				
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する																		
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態																		
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針																		
⑤	○大規模災害時においても物資輸送ルートを確実に確保するためには、陸の輸送基盤の地震、土砂災害対策、国道・県道・村道の整備が必要である。【住宅・都市】	○大規模災害時においても物資輸送ルートを確実に確保するため、陸の輸送基盤の地震対策、土砂災害対策、国道・県道・村道の整備を着実に推進する。【建設課】 (村道の道路整備事業) <table> <tr> <th>路線名</th><th>事業期間</th><th>事業費</th></tr> <tr> <td>繁谷平野線他1路線(繁谷工区)</td><td>平成26年～令和4年(予定)</td><td>450百万</td></tr> <tr> <td>稲葉福田線(渋川工区)</td><td>平成26年～令和5年(予定)</td><td>300百万</td></tr> <tr> <td>江尻妹背峠線(本村工区)</td><td>平成29年～令和5年(予定)</td><td>400百万</td></tr> <tr> <td>宮谷鹿児線(宮谷工区)</td><td>令和元年～令和5年(予定)</td><td>200百万</td></tr> <tr> <td>長畑鴨地線(堂ノ向～崎ノ山工区)</td><td>令和元年～令和5年(予定)</td><td>250百万</td></tr> </table> ※道路整備事業等については、社会資本総合整備計画を基に整備を行う。	路線名	事業期間	事業費	繁谷平野線他1路線(繁谷工区)	平成26年～令和4年(予定)	450百万	稲葉福田線(渋川工区)	平成26年～令和5年(予定)	300百万	江尻妹背峠線(本村工区)	平成29年～令和5年(予定)	400百万	宮谷鹿児線(宮谷工区)	令和元年～令和5年(予定)	200百万	長畑鴨地線(堂ノ向～崎ノ山工区)	令和元年～令和5年(予定)	250百万
路線名	事業期間	事業費																		
繁谷平野線他1路線(繁谷工区)	平成26年～令和4年(予定)	450百万																		
稲葉福田線(渋川工区)	平成26年～令和5年(予定)	300百万																		
江尻妹背峠線(本村工区)	平成29年～令和5年(予定)	400百万																		
宮谷鹿児線(宮谷工区)	令和元年～令和5年(予定)	200百万																		
長畑鴨地線(堂ノ向～崎ノ山工区)	令和元年～令和5年(予定)	250百万																		
⑥	○村外から避難所までの迅速かつ円滑な物資供給を実現するためには、本村の物資配送計画の策定・見直しや、物資調達・輸送調整等支援システム運用の習熟が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○村外から避難所までの迅速かつ円滑な物資供給を実現するために、本村の物資配送計画の策定・見直しを行うとともに、物資調達・輸送調整等支援システムの運用を習熟するための訓練を実施する。【総務課】																		
⑦	○重要な防災拠点を核とした物資調達・供給を円滑に実施するためには、関係機関が連携した仕分け、輸送訓練を実施し、実効性を高める必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○重要な防災拠点を核とした物資調達・供給を円滑に実施するため、関係機関が連携した仕分け、輸送訓練を実施し、実効性を高めていく。【総務課】																		

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑧	○防災拠点へ至るルートの開通を早期に完了することができるよう、関係機関と共有するための体制づくりの構築が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○防災拠点へ至るルートの開通を早期に完了することができるよう、開通情報を速やかに関係機関と共有するための体制づくりの構築を推進する。【建設課】
⑨	○緊急輸送道路の通行を確保するため、住環境整備事業等の活用により、沿道にある建築物を耐震化する必要がある。【住宅・都市】	○緊急輸送道路の通行を確保するため、既存住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を住環境整備事業等を活用して着実に推進する。【総務課】
⑩	○大規模災害時の燃料不足に備えて、車両への燃料備蓄を官民協働で行う必要がある。【リスクコミュニケーション、官民連携】	○車両への燃料備蓄として、燃料残量が半分になる前のこまめな満タン給油を、県とともに官民協働による県民運動（村民運動）として推進する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○集落との通信手段を確保するためには、衛星携帯電話の配置などの非常時連絡体制の確保が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○連絡通信手段を確保するため、通信連絡体制の整備を推進する。【総務課】
②	○集落が孤立した場合に要救助者の救出、支援物資の搬入を行うためには、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○集落が孤立した場合に要救助者の救出、支援物資の搬入を行うため、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保を県と連携して進める。【総務課】
③	○集落が孤立するリスクを軽減するためには、橋梁の長寿命化、道路の整備及び維持管理を計画的に進める必要がある。【住宅・都市】	○集落が孤立するリスクを軽減するため、橋梁の長寿命化、道路の整備及び維持管理を計画的に推進する。【建設課】
④	○建築物やブロック塀、老朽住宅等の倒壊により、避難路や緊急輸送道路等が閉塞されるのを防ぐ必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○避難路や緊急輸送道路等が閉塞されるのを防ぐため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を住環境整備事業等を活用して着実に推進する。【建設課、総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑤	○孤立状態が長期に及ぶ場合に、命をつなぐことができるように飲料水、食料、燃料の確保対策が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○孤立状態が長期に及ぶ場合に、命をつなぐことができるように飲料水や食料の備蓄、燃料の確保対策を推進する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○行政機能が喪失するリスクを軽減するためには、庁舎の耐震化、建て替え、非常用電源の高層階設置、資機材の整備、食料等の確保などが必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、住宅・都市】	○行政機能が喪失するリスクを軽減するため、庁舎の耐震改修や建て替え等の耐震化、非常用電源の高層階設置などの対策を住環境整備事業等を活用して推進する。また、資機材の整備や食料等の確保も着実に推進する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
②	○大規模災害発生時に、重要な防災拠点内の施設の被災を軽減し、消火、救助、救急活動等を円滑に行うため、施設や非構造部材の耐震化、建て替え、設備等を含めた老朽化対策や、車両、資機材の整備が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○大規模災害発生時に、重要な防災拠点内の施設の被災を軽減し、消火、救助、救急活動等を円滑に行うため、施設や非構造部材の耐震化、建て替え、設備等を含めた老朽化対策及び、車両や資機材等の整備を推進する。【総務課】
③	○訓練の実施によりBCPの内容を見直し、実効性を高める必要がある。また、訓練等において明らかとなった課題解決に向けた対策を進める必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○訓練の実施によりBCPの内容を見直し、実効性を高めていく。また、訓練等において明らかとなった課題解決に向けた対策を進める。【総務課】
④	○発災時の情報収集や救助救出のためには、ヘリコプターが円滑に活動できるように体制整備が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○発災時の情報収集や救助救出のために、ヘリコプターが円滑に活動できるように体制整備を推進する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑤	○大規模災害発生時は、他県・他市町村からの応援部隊を受け入れることが必須となるため、重要な防災拠点における関係機関と連携した訓練を実施し、受援体制の構築や実効性の向上が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○大規模災害発生時は、他県・他市町村からの応援部隊を受け入れることが必須となるため、重要な防災拠点における関係機関と連携した訓練を実施し、受援体制の構築と実効性の向上を推進する。【総務課】
⑥	○他市町村からの応急救助機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、重要な防災拠点に必要な資機材整備が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、保健医療・福祉】	○他市町村からの応急救助機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、重要な防災拠点に必要な資機材整備を推進する。【総務課、健康福祉課】
⑦	○消防団の体制強化のためには、消防団員の確保や団員の活動時の安全装備の充実が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○消防団員体制は、常に条例定数の確保に向けた取組を推進するとともに、団員の活動時の安全装備の充実についても引き続き推進する。【総務課】
⑧	○消防団員が避難行動の支援や救助活動を行う際の安全を確保するためには、消防団の資機材整備が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○消防団員が避難行動の支援や救助活動を行う際の安全を確保するため、消防団の資機材整備を推進する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑨	○応急活動時における燃料を確保するためには、災害対応型 SS（給油所）の整備等が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○応急活動時における燃料を確保するため、災害対応型 SS（給油所）の整備等を推進する。【総務課】
⑩	○他県・他市町村からの応援部隊の進出拠点を確保するためには、本村の応急期機能配置計画の見直しが必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○他県・他市町村からの応援部隊の進出拠点を確保するため、本村の応急期機能配置計画の見直しを実施する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○医療・社会福祉施設が機能を喪失することを防ぐためには、BCP策定、建築物の耐震化や必要な資機材の整備が必要である。【保健医療・福祉】	○医療・社会福祉施設が機能を喪失することを防ぐため、BCP策定や通信手段の確保、必要な資機材の整備を推進する。また、建築物の耐震化についても住環境整備事業等を活用して対策を推進する。【健康福祉課、総務課】
②	○後方搬送ができない状況を想定し、より負傷者に近い場所での医療救護活動を可能な限り強化し、外部からの支援チームの到着や搬送機能の回復まで地域に残存する医療資源で耐えうる体制が必要である。【保健医療・福祉】	○後方搬送ができない状況を想定し、より負傷者に近い場所での医療救護活動を可能な限り強化し、外部からの支援チームの到着や搬送機能の回復まで地域に残存する医療資源で耐えうる体制をつくる。【健康福祉課】
③	○孤立地域に医療従事者を搬送する仕組みの構築やDMAT（災害派遣医療チーム）等の活動拠点、航空搬送拠点の機能維持などにより、地域の医療活動をバックアップする体制の整備が必要である。【保健医療・福祉】	○孤立地域に医療従事者を搬送する仕組みの構築やDMAT（災害派遣医療チーム）等の活動拠点、航空搬送拠点の機能維持などにより、地域の医療活動をバックアップする体制整備を推進する。【健康福祉課、総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
④	○災害時医療救護計画に基づき、被害想定や平時における地域の医療資源（ひと・もの）を踏まえた災害時の医療救護体制の整備が必要である（医療救護活動を担う人材の確保や育成、医療資機材や医薬品等の確保・備蓄）。【保健医療・福祉】	○災害時医療救護計画に基づき、被害想定や平時における地域の医療資源（ひと・もの）を踏まえた災害時の医療救護体制を整備する（医療救護活動を担う人材の確保やコーディネート人材の育成、医療資機材や医薬品等の確保・備蓄）。【健康福祉課】
⑤	○地域の医療救護活動を支援するためには、医療従事者の搬送が必要である。【保健医療・福祉】	○地域の医療救護活動を支援するため、医療従事者の搬送を検討する。【健康福祉課】
⑥	○早急に医療が必要な人のために医療搬送に向けた具体的な運用方法の策定が必要である。【保健医療・福祉】	○早急に医療が必要な人のために、公用車を緊急車両として登録するなど医療搬送に向けた具体的な運用方法の策定を推進する。【総務課、健康福祉課】
⑦	○災害発生時に適切に医療救護行動がとれるようにする必要がある。【保健医療・福祉】	○災害発生時に適切に医療救護行動がとれるよう医療救護訓練を実施する。【健康福祉課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○災害時に不足するトイレに対応するため、本村による仮設トイレの確保及び収集・処理体制の整備が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、保健医療・福祉】	○災害時のトイレ不足に対応するため、本村による仮設トイレの確保及び収集・処理体制の整備を推進する。【総務課】
②	○円滑な遺体対応のためには、検視や火葬の体制の整備を進める必要がある。また、死者、行方不明者の公表基準や手順を定める必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○円滑な遺体対応のための検視や火葬の体制の整備を進める。また、死者、行方不明者の公表基準や手順を定める。【産業環境課、健康福祉課】
③	○污水处理機能が停止するリスクの軽減や、将来にわたる効率的な污水处理機能の維持、停止後の早期復旧を図るためには、下水道施設等の耐震化や老朽化対策が必要である。【住宅・都市、保健医療・福祉】	○老朽化した汲み取り便槽や単独処理浄化槽から災害が発生しても比較的壊れにくい合併処理浄化槽への転換を推進する。【産業環境課】
④	○ごみ焼却場などの衛生環境の保全のために必要な施設については、耐震化や非常用電源、燃料などの確保が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、環境】	○ごみ焼却場などの衛生環境の保全のために必要な施設については、非常用電源、燃料などの資機材の確保を推進する。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化も推進する。【産業環境課、総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑤	○災害発生後、被災地での疫病、感染症対策が必要である。【保健医療・福祉】	○災害発生後、被災地での疫病、感染症対策等を高知県中央西福祉保健所の支援をもとに感染症対策を行い、事前に訓練を実施する。【健康福祉課、産業環境課、総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○福祉避難所不足を解消するには、福祉避難所の確保を進めつつ、一般の避難所における要配慮者対応体制の整備も必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、保健医療・福祉】	○福祉避難所不足の解消に向けて、福祉避難所の確保を進めつつ、一般の避難所における要配慮者対応体制の整備を進める。【総務課、健康福祉課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
②	○避難所の速やかな開設や円滑な運営を行うためには、地域が主体となって避難所を運営する体制の整備が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○避難所の速やかな開設や円滑な運営、感染症を防止するための避難所運営マニュアルの作成や実践的な避難所運営訓練、訓練を通じたマニュアルのバージョンアップ、発災後一定期間生活することを想定した飲料水や食料、資機材整備により地域が主体となって避難所を運営する体制の整備を推進する。【総務課】
③	○発災後一定期間は、避難所で生活することが想定されるため、避難所の環境整備が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○発災後一定期間は、避難所で生活することが想定されるため、避難所の環境整備を推進する。【総務課】
④	○被災者とペットが共に避難できる避難所の確保やペットの保護体制の整備が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○被災者とペットが共に避難できる避難所の確保やペットの保護体制の整備を推進する。【総務課、産業環境課】
⑤	○体育館や校舎は、災害時に避難所となることから、老朽化したトイレを改修し、防災機能強化を進める必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、保健医療・福祉】	○体育館や校舎は、災害時に避難所となることから、老朽化したトイレを改修し、防災機能強化を進める。【教育委員会】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑥	○避難所における感染症の集団発生を防止するため、各施設で感染症予防対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを策定し、HUG訓練等で実効性を高めていく必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、保健医療・福祉】	○避難所における感染症の集団発生を防止するため、各施設で感染症予防対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを策定し、HUG訓練等で実効性の向上を推進する。【総務課、健康福祉課】
⑦	○保健衛生活動体制の整備を推進するためには、研修会の開催や本村のマニュアル策定や改定が必要である。【保健医療・福祉、人材育成】	○保健衛生活動体制の整備を推進するため、研修会の開催や本村のマニュアル策定や改定を推進する。【健康福祉課】
⑧	○被災した要配慮者の避難生活や治療の継続を支援するための仕組みが必要である。【保健医療・福祉】	○被災した要配慮者の避難生活や治療の継続を支援するための仕組みづくりを推進する。【健康福祉課、総務課】
⑨	○避難所生活の長期化を防ぐため、応急仮設住宅の供給等、速やかな被災者支援や災害廃棄物仮置場の確保が必要である。【住宅・都市】	○避難所生活の長期化を防ぐため、応急仮設住宅の建設用地や災害廃棄物仮置場を確保する対策を推進する。【総務課、建設課、産業環境課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑩	○避難所生活の長期化を防ぐため、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保が必要である。【住宅・都市】	○避難所生活の長期化を防ぐため、住環境整備事業等を活用し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する対策を推進する。【建設課】
⑪	○応急仮設住宅の建築資材・作業員が不足することを回避するため、事業者や他市町村等と連携した体制が必要である。【リスクコミュニケーション】	○応急仮設住宅の建築資材・作業員が不足することを回避するため、事業者や他市町村等と連携した体制を構築する。【建設課】
⑫	○防災に強い地域づくりを図るため、防災人材の育成や自主防災組織などの活性化が必要である。【人材育成】	○防災に強い地域づくりを図るため、防災人材の育成や自主防災組織などの活性化を推進する。【総務課】
⑬	○共助の取組の活性化を図るためには、自主防災組織などの活動が重要なので、自主防災組織の活動内容の充実や新たなリーダーの育成が必要である。【人材育成】	○共助の取組の活性化を図るため、自主防災組織の活動内容の充実や新たなリーダーの育成を推進する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑭	○被災者が、避難所において安全な避難生活を過ごすことができるためには、行政職員だけでは避難所運営ができないことから、地域の住民だけで避難所運営ができるようにしておく必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○被災者が、避難所において安全な避難生活を過ごすことができるように、避難所運営のためのマニュアル作成とともに、住民を巻き込んだ実践的な訓練の実施を推進する。【総務課】
⑮	○被災者生活での健康管理や、感染症対策の実施と啓発を行う必要がある。【保健医療・福祉】	○被災によって起こりうるエコノミークラス症候群・廃用性症候群・感染症・口腔機能低下等を予防する。また、被災時に起こりうる健康障害の予防リーフレットを作成する。【健康福祉課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-7	土砂災害に伴って避難所が使用できない事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○災害時における要配慮者への避難支援が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○災害時避難行動要支援者の個別避難支援計画を策定し、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定の締結を行った。今後は、福祉避難所における設置運営訓練の実施、介助者等人材確保を推進する。【健康福祉課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○南海トラフ地震の発生時に迅速・的確な応急救助活動を実施するために様々な情報伝達・収集手段の多重化が必要である。【情報通信】	○南海トラフ地震の発生時に迅速・的確な応急救助活動を実施するために様々な情報伝達・収集手段の多重化（地上系の再整備・衛星系の整備）を推進する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
②	○自宅等で職員やその家族が被災することは、参集人員の減少に直結するため、建築物の耐震化や室内の安全対策を着実に推進する必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、住宅・都市】	○職員やその家族が被災し、参集人員が減少することを防ぐため、住環境整備事業等を活用して、建築物の耐震化や室内の安全対策を着実に推進する。【総務課】
③	○大規模災害時の即応体制の確保のためには、被災後の職員の動員体制の整備を進めていく必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○大規模災害時の即応体制の確保のために、被災後の職員の動員体制の整備を推進する。【関係各課】
④	○応急対策業務を円滑に実施するため、各所属で具体的な対応マニュアル等の策定が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○応急対策業務を円滑に実施するため、各所属で具体的な対応マニュアル等の策定を推進する。【関係各課】
⑤	○危機管理対応に従事する職員の人材育成は、階層別の職員研修等が行われているが、一層の危機管理能力の向上を図る必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、人材育成】	○危機管理対応に従事する職員の人材育成は、階層別の職員研修等が行われているが、一層の危機管理能力の向上を推進する。また、災害対策本部訓練を検討する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑥	○大規模災害時の即応体制の確保のため、研修や訓練の内容を充実する必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、人材育成】	○大規模災害時の即応体制の確保のために、被災後の職員の動員体制等に関する具体的な対応マニュアル整備及び研修・訓練により実効性を高めていく。また、応急活動の実効性を高めるため、防災関係機関との連携や外部からの応援職員の受入れ体制の整備、訓練等による検証と見直しを行い受援体制の強化を推進する。【総務課】
⑦	○地震発生後の災害対応業務を防災関係機関と連携して行うため、災害対策本部体制の更なる強化が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○地震発生後の災害対応業務を防災関係機関と連携して行うため、災害対策本部体制の更なる強化を推進する。【全課】
⑧	○災害時において応急活動業務を確実に実施するために、本村のBCPの実効性の向上が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○災害時においても応急活動業務を確実に実施するために、本村のBCPの実効性の向上を推進する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑨	○重要な防災拠点の運営マニュアルの検討など、災害対策本部の活動の向上が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○重要な防災拠点の運営マニュアルの検討など、災害対策本部の活動の向上を推進する。【総務課】
⑩	○応急活動の実効性をためるため、外部からの応援職員の受入体制の整備が必要である。また、訓練等による検証と見直しを行い受援体制の強化も必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、人材育成】	○応急活動の実効性を高めるため、外部からの応援職員の受入体制の整備を推進する。また、訓練等による検証と見直しを行い受援体制の強化も推進する。【関係各課】
⑪	○住民の安否や要救助者の情報を速やかに把握し、関係機関が共有できる体制の構築が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○住民の安否や要救助者の情報を速やかに把握し、関係機関が共有できる体制の構築を推進する。【総務課】
⑫	○システムダウン長期化を見越した対応が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、人材育成】	○システムダウン長期化の際の対応方法を検討し、マニュアルを作成する。また、各種届出受付・交付を行なえる職員育成を推進する。【住民課、関係各課】
⑬	○罹災証明作成・調査・交付業務が行える職員を育成する必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、リスクコミュニケーション、人材育成】	○罹災証明作成・調査・交付業務が行える職員の育成を推進する。また、他自治体に職員派遣要請を行えるように、事前に準備する。また、受援計画を作成する。【住民課、関係各課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑭	○本部運営が正常に機能するかをシミュレーションを実施する必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○3F 大会議室に災害対策本部が設置される予定である新庁舎を現在、建築工事中である。加えて、新しい施設で問題なく本部運営がなされるかのシミュレーションを実施する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-2	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、治安の確保に必要な体制の整備を図る必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、地震災害等が発生した場合の、避難所等における防犯や安全確保が速やかに行えるよう警察との連携強化を図る。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	4-1	防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○効率的にライフライン（電気、通信）の復旧作業を行うためには、病院や災害対策本部を設置する施設などの重要施設の事前情報と、各関係機関からリアルタイムで提供される道路啓開やライフラインの機能障害などの情報を一元化して集約する必要がある。【情報通信】	○効率的にライフライン（電気、通信）の復旧作業を行うためには、病院や災害対策本部を設置する施設などの重要施設の事前情報と、各関係機関からリアルタイムで提供される道路啓開やライフラインの機能障害などの情報を一元化して集約する必要があるため、これらの情報を一元管理できるように努める。 【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	4-2	災害時に活用する情報サービスの機能停止による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○観光客や通行者などの地理不案内者が確実に避難できるためには、避難場所情報の提供方法を検討し、それに基づく対策が必要である。【情報通信】	○観光客や通行者などの地理不案内者が確実に避難できるよう、避難場所情報の提供方法を検討し、それに基づく対策を推進する。【総務課、産業環境課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	4-2	災害時に活用する情報サービスの機能停止による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
②	○住民に避難指示などの情報を確実に伝達するためには、情報伝達手段の多様化が必要である。【情報通信】	○住民に避難指示などの情報を確実に伝達するため、ＩＰ告知端末の全戸設置など情報伝達手段の多様化を推進する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-1	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○事業活動を早期に再開させるため、ＢＣＰ策定の実施の強化を図るとともに、実効性の向上が必要である。【産業、官民連携】	○事業活動を早期に再開させるため、ＢＣＰ策定の実施の強化を図るとともに、実効性の向上を推進する。また、地域と一体となった訓練の実施など、揺れから身を守る対策を推進する。【関係各課、事業者】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-1	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
②	○従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、事業所の耐震化や地域と一体となった訓練の実施など、揺れから身を守る対策が必要である。【産業、官民連携】	○従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、住環境整備事業等を活用して事業所の耐震化を推進する。事業者によるBCP策定など、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取組及び早期に再開する取り組みを推進する。【総務課、産業環境課、事業者】
③	○事業活動の再開には、交通、物流、ライフライン（水道、電気、ガス、通信）の復旧が重要な要素となることから、高知県ライフライン復旧対策協議会の検討を踏まえた対策の推進が必要である。【エネルギー、情報通信、産業】	○事業活動の再開には、交通、物流、ライフライン（水道、電気、ガス、通信）の復旧が重要な要素であるため、高知県ライフライン復旧対策協議会で確認された内容の各事業者の復旧計画への反映や、道路啓開や事業者の復旧作業に必要な資機材置場の確保を推進する。【総務課】
④	○村内防災関連製品・技術の普及拡大による防災力・減災力の向上及び県・村経済の活性化を図るためには、防災関係の製品、技術の地産地消・地産外商、産業育成が必要である。【産業、官民連携】	○村内防災関連製品・技術の普及拡大による防災力・減災力の向上及び県・村経済の活性化を図るため、防災関係の製品、技術の地産地消・地産外商、産業育成を推進する。【産業環境課、事業者】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-1	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑤	○地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化を図る必要がある。【産業】	○日高村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化のために支援を推進する。【産業環境課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針																				
事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない																		
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-2	基幹的交通ネットワーク（国道等）の機能停止する事態																		
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針																		
①	○災害時の物流や救急搬送等の要となる国道・県道・村道の着実な整備が必要である。【住宅・都市】	○災害時の物流や救急搬送等の要となる国道・県道・村道の着実な整備を推進する。【建設課】 （村道の道路整備事業） <table> <tr> <th>路線名</th><th>事業期間</th><th>事業費</th></tr> <tr> <td>繁谷平野線他1路線（繁谷工区）</td><td>平成26年～令和4年（予定）</td><td>450百万</td></tr> <tr> <td>稲葉福田線（渋川工区）</td><td>平成26年～令和5年（予定）</td><td>300百万</td></tr> <tr> <td>江尻妹背峠線（本村工区）</td><td>平成29年～令和5年（予定）</td><td>400百万</td></tr> <tr> <td>宮谷鹿児線（宮谷工区）</td><td>令和元年～令和5年（予定）</td><td>200百万</td></tr> <tr> <td>長畑鴨地線（堂ノ向～崎ノ山工区）</td><td>令和元年～令和5年（予定）</td><td>250百万</td></tr> </table> ※道路整備事業等については、社会資本総合整備計画を基に整備を行う。	路線名	事業期間	事業費	繁谷平野線他1路線（繁谷工区）	平成26年～令和4年（予定）	450百万	稲葉福田線（渋川工区）	平成26年～令和5年（予定）	300百万	江尻妹背峠線（本村工区）	平成29年～令和5年（予定）	400百万	宮谷鹿児線（宮谷工区）	令和元年～令和5年（予定）	200百万	長畑鴨地線（堂ノ向～崎ノ山工区）	令和元年～令和5年（予定）	250百万
路線名	事業期間	事業費																		
繁谷平野線他1路線（繁谷工区）	平成26年～令和4年（予定）	450百万																		
稲葉福田線（渋川工区）	平成26年～令和5年（予定）	300百万																		
江尻妹背峠線（本村工区）	平成29年～令和5年（予定）	400百万																		
宮谷鹿児線（宮谷工区）	令和元年～令和5年（予定）	200百万																		
長畑鴨地線（堂ノ向～崎ノ山工区）	令和元年～令和5年（予定）	250百万																		

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-2	基幹的交通ネットワーク（国道等）の機能停止する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
②	○大規模災害発生時においても陸の輸送ルートを確保するため、橋梁の耐震補強や土砂災害対策等を進めており、引き続きこれらの防災対策とともに、施設の長寿命化についても着実に推進する必要がある。【住宅・都市、長寿命化】	○大規模災害発生時においても陸の輸送ルートを確保するため、橋梁の耐震補強や土砂災害対策等を進めており、引き続きこれらの防災対策とともに、施設の長寿命化についても着実に推進する。【建設課】
③	○被災後の円滑な交通ネットワークの復旧を図るため、関係機関が連携した体制の構築や資機材の確保が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○被災後の円滑な交通ネットワークの復旧を図るため、関係機関が連携した体制の構築や資機材の確保を進める。【建設課】
④	○道路啓開において重要な役割を担う建設業が、事業を継続できる体制づくりが必要である。【産業】	○道路啓開において重要な役割を担う建設業が、事業を継続できる体制づくりを推進する。【建設課、事業者】
⑤	○交通運輸事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開できるよう、BCP策定が必要である。【産業、交通・物流】	○交通運輸事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開できるよう、BCP策定を推進する。【総務課、産業環境課、事業者】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-2	基幹的交通ネットワーク（国道等）の機能停止する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑥	○交通ネットワークの安全性を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を住環境整備事業等を活用して推進する必要がある。 【住宅・都市】	○交通ネットワークの安全性を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を住環境整備事業等を活用して着実に推進する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-3	金融サービス・郵便等の機能停止による村民生活への甚大な影響が発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○地震後の現金供給機能が維持されるためには、金融機関と連携して取り組む必要がある。【金融、官民連携】	○地震後の現金供給機能が維持されるよう、金融機関と連携して対応を検討する。【出納室、事業者】
②	○出納業務を早期に再開させる必要がある。【金融】	○出納業務を早期に再開させるため、早期に耐震性のある庁舎に建て替えを行い、停電時、浸水時にも機材や情報を使うことのできる拠点を整備する。【出納室】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-4	食料等の安定供給が停滞する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○早期に生産・流通活動を再開するためには、業界団体による事業継続体制が必要である。【産業、官民連携】	○早期に生産・流通活動を再開するため、農業等の業界団体による事業継続体制の整備を推進する。【産業環境課、事業者】
②	○災害に備え、耕作放棄地を減らし農地を確保するために、農作物等を鳥獣被害から守るための取り組みが必要である。【農林水産】	○農地、農作物等を鳥獣被害から守るため、鳥獣の捕獲及び防護柵の設置を推進する。【産業環境課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-5	農業用ハウス・集出荷場などの損壊・機能不全により、農業経営の継続が困難になる事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○農業経営・事業継続をするための取組及び早期に再開する取り組みを支援する必要がある。【産業、農林水産、官民連携】	○災害発生後、被害が発生した施設等がないか速やかな情報収集を行う。被害があった場合は農業経営・事業継続をするための取組及び早期に再開する取り組みを支援する。【産業環境課、事業者】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-1	電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○ライフライン（水道、電気、ガス、通信）の早期復旧のためには、重要な防災拠点までの速やかな道路啓開が重要であり、そのための実効性を高めていく必要がある。【住宅・都市、エネルギー、情報通信】	○重要な防災拠点までのルートの啓開を早期に完了できるよう、関係機関との体制の構築を推進する。【建設課】
②	○燃料供給施設の被災やアクセス道路の被災により燃料の供給が停止した場合に備え、燃料供給のバックアップ体制が必要である。【エネルギー】	○燃料供給施設の被災やアクセス道路の被災により燃料の供給が停止した場合に備え、燃料供給のバックアップ体制を検討する。【総務課】
③	○停電時においても応急活動に必要な燃料を確保するためには、災害対応型 SS（給油所）の整備が必要である。【エネルギー】	○停電時においても応急活動に必要な燃料を確保するため、災害対応型 SS（給油所）の整備を推進する。【総務課】
④	○応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるため、避難所や応急救助機関の活動拠点などの発災時に必要な機能について本村での確保が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるため、避難所や応急救助機関の活動拠点などの発災時に必要な機能を本村で確保できるように対策を推進する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-2	上水道の供給が長期間にわたり停止する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○大規模災害時に速やかに飲料水や生活用水を給水できるように、水源の確保が必要である。【住宅・都市】	○飲料水や生活用水の確保のため、水源として使用可能な井戸の確保に努める。【総務課】
②	○飲料水や生活用水の確保のために、水道施設の耐震化、老朽化対策を着実に推進するとともに、応急給水活動を速やかに実施できる体制や水供給の早期復旧の体制が必要である。【住宅・都市、長寿命化】	○飲料水や生活用水の確保のために、水道施設の耐震化、老朽化対策を推進するとともに、応急給水活動を速やかに実施出来る体制や水供給体制の早期復旧体制の整備を推進する。【建設課、総務課】
③	○ライフライン（水道、電気、ガス、通信）の早期復旧のためには、重要施設までの速やかな道路啓開が重要であり、そのための体制を構築する必要がある。【住宅・都市、エネルギー、情報通信】	○ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するためには、高知県ライフライン復旧対策協議会で確認された内容の各事業者の復旧計画への反映や、道路啓開や重要施設の復旧情報の可視化、事業者の復旧作業に必要な資機材置場の確保を推進する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-3	污水处理施設等が長期間にわたり機能停止する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○老朽化した汲み取り便槽や単独処理浄化槽から災害が発生しても比較的壊れにくい合併処理浄化槽への転換を推進する必要がある。【住宅・都市、環境、長寿命化】	○老朽化した汲み取り便槽や単独処理浄化槽から災害が発生しても比較的壊れにくい合併処理浄化槽への転換を推進する。【産業環境課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○道路の被災そのものを低減することが重要であるため、関係機関と連携し道路の防災対策や土砂災害対策を進めており、引き続きこれらの対策を着実に推進することに加え、施設の長寿命化を進める必要がある。【住宅・都市、長寿命化】	○関係機関との連携のもと、災害発生時に道路ネットワークを確保するため、橋梁の長寿命化、道路の整備及び維持管理を計画的に推進する。【建設課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-1	地震火災により住宅密集地の延焼が拡大する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○住環境整備事業等を活用して、住宅・建築物の防火性能等の安全確保が必要である。【住宅・都市】	○住環境整備事業等を活用して、住宅・建築物の防火性能等の安全確保を推進する。【総務課】
②	○出火を防止するため、感震ブレーカーの普及や感震ブレーカーが設置できない場合には、避難するときにブレーカーを落とす啓発が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、住宅・都市】	○出火を防止するため、感震ブレーカーの普及や感震ブレーカーが設置できない場合には避難するときにブレーカーを落とす啓発を推進する。【総務課】
③	○延焼を防止するため、街頭消火器・防火水槽の整備が必要である。【住宅・都市】	○延焼を防止するため、消火栓・防火水槽の整備を推進する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-2	放水路の損壊・機能不全により二次災害が発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○放水路の維持管理を着実にを行う必要がある。【住宅・都市】	○放水路については、関係機関と連携し定期的な点検、維持管理を着実に推進する。【建設課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-2	放水路の損壊・機能不全により二次災害が発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
②	○「流域治水」への転換を図る必要がある。【住宅・都市、官民連携】	○河川・下水道・砂防・海岸等の管理者が主体となっていく治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域の関係者全員が協働して総合的かつ多層的に取り組み、「流域治水」への転換を推進する。【建設課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-3	農地・森林等の被害により土地の荒廃する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○災害時に土地が荒廃する事態に備える必要がある。【農林水産、人材育成】	○日頃の農地パトロール・農地利用状況調査や、人・農地プランを通じた農地と農家のマッチングや計画的な活用により、耕作放棄地の解消に努め、災害時に土地が荒廃する事態に備える。【産業環境課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-3	農地・森林等の被害により土地の荒廃する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
②	○集中豪雨の発生頻度の増加等により、山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。【農林水産、人材育成】	○森林の有する多面的機能（生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など）を保全するため、山林所有者や林業事業体等が実施する森林整備の促進及びそれに資する補助制度等を推進する。【産業環境課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	7	制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-4	地震に伴う液状化現象が発生する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○住民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要がある。【住宅・都市、人材育成、官民連携】	○地震発生に備え、防災訓練や防災学習会、防災まちづくりサロン、学校教育・社会教育の様々な機会を通して、住民一人ひとりの防災意識の向上を図る。また、共助の取組を活性化し防災に強い地域づくりを図るため、防災人材の育成や自主防災組織の活性化を推進する。【総務課、教育委員会】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-1	復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○被災したとしても速やかに復興に取り組めるようにするため、復興グランドデザインの検討や村復興のための事前準備、復興組織体制、復興の方針の事前検討が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、土地利用（国土利用）】	○被災したとしても速やかに復興に取り組めるようにするため、復興グランドデザインの検討や村復興のための事前準備、復興組織体制、復興方針の事前検討を推進する。【総務課、建設課、関係各課】
②	○応急復旧工事を速やかに実施するため、事業の継続や資機材の確保、重機の確保ができるように建設業のBCP策定が必要である。【産業、官民連携】	○応急復旧工事を速やかに実施するため、事業の継続や資機材の確保、重機の確保、技術者・職人等の確保ができるように建設業のBCP策定を推進する。【建設課、事業者】
③	○健全な復旧事業を行うためには、復興に伴う工事等から反社会的勢力を排除する必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○復興に伴う工事等から反社会的勢力を排除することにより、健全な復興事業を推進する。【総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-2	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○災害廃棄物を円滑に処理するためには、災害廃棄物処理計画の見直しが必要である。また、災害廃棄物の仮置場を含めた応急期の用地の確保が必要である。【住宅・都市、環境】	○膨大な発生量が予測される災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために、災害廃棄物処理計画についての見直しによるバージョンアップや不足する仮置場の用地確保を推進する。【産業環境課】
②	○災害時においても確実にごみ処理を行うためには、焼却施設の耐震化や非常用電源の確保、燃料などの確保が必要である。【住宅・都市、環境】	○災害時においても確実にごみ処理を行うため、焼却施設やし尿処理施設における非常用電源や燃料の確保、BCP策定を進める。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化を推進する。【産業環境課、総務課】
③	○迅速な災害からの復興を図るためには、災害廃棄物処理を被災現場で実務的に担っていく人材が必要である。【人材育成】	○迅速な災害からの復興を図るため災害廃棄物処理を被災現場で実務的に担っていく人材の育成を推進する。【産業環境課、事業者】
④	○早期に村民の日常生活の復旧・復興につながるように、迅速な損壊家屋等の解体撤去が必要である。【官民連携】	○本村による迅速な損壊家屋等の解体撤去に向けた、関係団体との協力協定の締結と実効性の向上を推進する。【産業環境課、建設課、事業者】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-3	生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○地震で土地の境界が不明確になることを防ぐためには、地籍調査の推進が必要である。【住宅・都市】	○地震で土地の境界が不明確になることを防ぐため、地籍調査のデータ更新、成果を利活用し、土地の有効活用を推進する。 【建設課、住民課】
②	○住環境整備事業等を活用し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する対策が必要である。 【住宅・都市】	○応急仮設住宅の建設用地は確保されており、今後は、住環境整備事業等を活用し、関係団体と連携し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する体制を整備する。【建設課】
③	○被災者に生活再建に関する情報を速やかに提供できる体制の整備が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○被災者に生活再建に関する情報を速やかに提供できる体制の整備を推進する。【総務課】
④	○被災者の生活を支援するため、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるように体制づくりが必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○被災者の生活を支援するため、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるように体制づくりを推進する。【社会福祉協議会、健康福祉課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-3	生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
⑤	○早期に教育環境などを復旧できるように、学校・保育所等において、学校再開計画の策定や保育所等のBCP策定などの事前準備が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○早期に教育環境などを復旧できるように、学校・保育所等において、学校再開計画の策定や保育所等のBCP策定などの事前準備を推進する。【教育委員会】
⑥	○罹災証明の発行をスムーズにするため、住家の被害認定調査を円滑に行えるよう住家被害認定士の育成が必要である。【行政機能/警察・消防等/防災教育等、人材育成】	○罹災証明書の発行をスムーズにするため、住家の被害認定調査を円滑に行えるよう住家被害認定士の育成を推進する。【住民課、総務課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-4	文化財や観光資源等が損失する事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○かけがえのない文化財や文化財建造物を災害から守り、次の時代に受け継いでいく必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○かけがえのない文化財や文化財建造物を災害から守り、次の時代に受け継いでいくため、文化建造物の耐震対策、文化財所有者への防災意識の啓発、浸水想定区域内にある文化財所有者への寄託要請等を推進し、関係機関と連携した体制構築を進める。【教育委員会、総務課】
②	○地震発生などの災害時に、住民や観光客等の安全確保が必要である。【産業、官民連携】	○観光場所等の現状確認（耐震化、避難経路等）を行い、周辺の環境整備や耐震化等を推進する。【産業環境課、事業者】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-5	土砂災害等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知等、予防対策も含め計画的に推進する必要がある。【交通・物流、官民連携】	○関係機関との連携のもと、災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知等、予防対策も含め計画的に推進する。また、大規模な災害が発生した際に、早期復旧を図るため、国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の支援体制を要請する。 【建設課、総務課】
②	○日高村地域防災計画では、風水害、地震等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められているので、災害に強いまちづくりを行ううえで日高村地域防災計画との整合を図り、関係機関と連携した防災機能の強化を図る必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、日高村地域防災計画との連携を図りつつ、関係機関が連携して都市の防災機能の強化を図る。また、日高村地域防災計画の改定を推進する。【総務課、関係各課】
③	○被災時にいち早く被害状況を把握する必要がある。【行政機能/警察・消防等/防災教育等】	○UAV（ドローン）で被害状況を確認するために、関連企業との災害時協力協定の締結を図る。また、職員の複数人が操縦できるように体制を整備する。【総務課、関係各課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-6	土砂災害等により災害廃棄物仮置場が使用できない事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○本村内には、災害廃棄物仮置場が少なく、土砂災害等で使用できない事態になると混乱をきたす恐れがある。【環境、長寿命化】	○仮置場の耐震化及び予備仮置場の確保を推進する。【産業環境課】

脆弱性評価の分析・結果 及び 推進方針		
事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-7	災害による道路の損壊等で各家庭から排出されるごみが収集できない事態
番号	脆弱性の分析・評価	推進方針
①	○災害による道路の損壊等で各家庭から排出されるごみが収集不能な事態になると、悪臭が発生し衛生面的にも支障をきたす恐れがある。【環境、長寿命化】	○日頃から道路状況等の情報収集を行い、ごみが収集不能にならないようにする。【産業環境課、建設課】

用語の解説

※（P.XX）は用語が最初に出てくるページを示します。

あ 行

液状化

地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象のこと。（P.17）

応急仮設住宅

地震や水害、土砂災害といった自然災害などにより、居住できる住家を失い、自らの資金では住宅を新たに得ることができない人に対し、行政が貸与する仮の住宅のこと。（P.43）

か 行

海岸防災林

潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有している森林のこと。（P.4）

感震ブレーカー

地震時に設定以上の揺れを感知した時に電気を自動的に止める機器のこと。（P.61）

狭あい道路

潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有している森林。幅員 4m 未満で、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定により同条第 1 項の道路とみなされるも

のまたはこれに準ずるものとして特定行政庁に指定された道路。（P.22）

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害に対応するため、被災地方公共団体（自治体）等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために国土交通省に設置されたもの。（P.69）

緊急輸送道路

大規模災害時に県内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する道路のこと。（P.32）

洪水予報河川

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として指定した河川。（P.16）

さ 行

災害廃棄物

地震や洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のこと。倒壊・破損した建物などのがれきや木くず、コンクリート等をいう。（P.19）

受援計画

大規模災害時に、他の自治体や関係機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れられるよう、支援を要する業務や、受入れ体制などを事前にかつ具体的に定めた計画。(P.50)

消防団

消防署と共に火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う、消防組織法に基づいた消防組織である。(P.36)

水位周知河川

洪水予報河川以外の河川で、水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として指定した河川。(P.16)

脆弱性

脆くて弱い性質または性格のことである。(P.5)

た 行

DMAT（災害派遣医療チーム）

医師、看護師、業務調整員で構成される機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームであり、大規模災害が発生した現場等において、災害急性期（おおむね 48 時間以内）の活動を担う。(P.38)

道路啓開

災害時に、人命救助や緊急物資の輸送のため緊急車両等が通

行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることである。(P.51)

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれのある土地の地形や土地利用状況等について県が調査した結果を基に、知事が関係市町村長の意見を聴いたうえで指定された土砂災害のおそれがある区域。(P.28)

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域。(P.28)

な 行

二次災害

災害や事故等が起こった際に、それに派生して起こる災害のこと。豪雨の後の土砂災害、地震の後の火災等をいう。(P.6)

は 行

BCP（業務継続計画）

BCP（Business Continuity Plan）は、行政組織においては業務継続計画、企業においては事業継続計画と訳される。これは、組織が自然災害などの緊急事態の発生により、組織自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下であっても、中核となる事業の継続あるいは重要業務の早期着手・復旧を可能とするため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のことである。(P.24)

非構造部材

建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、空調設備など、建物の意匠や居住性の向上などを目的に設置される部材。(P.23)

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者。(P.46)

避難所

避難した住民が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民が一時的に滞在する施設。(P.18)

避難場所

住民が災害から命を守るために緊急的に避難する施設または場所。(P.24)

福祉避難所

高齢者や障がい者など、一般的な避難所では生活に支障がある方が一時的に生活の場を確保するために、特別な配慮がされた避難所施設のこと。(P.41)

ま 行

無電柱化

道路の防災性の向上や良好な景観の形成を目的に、道路の地下空間を活用して電力線や通信線をまとめて収容する電線共同溝などの整備による「電線類地中化」や、表通りから見えないように配線する「裏配線」により道路上から電柱を無くす事業。(P.4)

や 行

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する者。(P.25)

ら 行

罹災証明書

地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害の程度を市町村が証明したもの。(P.67)

リスクコミュニケーション

関係者間で事前に想定されるリスクに関する正確な情報を共有し、対話を通じて、問題についての理解を深めること。(P.20)

わ 行

日高村国土強靱化地域計画

令和3年3月

発行

日高村総務課

〒781-2194

高知県高岡郡日高村本郷 61-1

電話 0889-24-5113

FAX 0889-24-7900